

(仮称) 浜松市新武道館整備基本設計者特定プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 令和8年度(仮称)浜松市新武道館整備基本設計業務の受託者の特定については、この要領の定めるところによる。

(評価方法)

第2条 市長は、本業務委託の受託について一定の条件を満たす事業者を公募し、当該業務委託に係る技術提案等に関する資料(以下「提案書」という。)の提出を受け、ヒアリングを実施した上で、提案書の審査及び評価を行い、当該業務委託の履行に最も適した事業者を特定するものとする。

2 市長は、事業者を公募し、その特定を行おうとするときは、あらかじめ参加資格、評価項目及び配点、評価基準、事業者の評価その他必要な事項(以下「評価基準等」という。)を、浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議(以下「調整会議」という。)において審議するものとする。

3 市長は、事業者の特定を行うため、別に定めるところにより(仮称)浜松市新武道館整備基本設計業務の事業者選定に係るプロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置し、調整会議は事業者の特定に関する審議を評価委員会に行わせるものとする。

(実施の公表)

第3条 市長は、事業者の公募にあたり、次に掲げる事項についての公告をし、本市ホームページ及びその他の方法により公表するものとする。

- (1) 予定業務委託内容及び履行期間
- (2) 担当部局
- (3) 参加資格
- (4) スケジュール
- (5) 参加表明書の提出手続き等
- (6) 提案書提出書の提出手続き等
- (7) 事業者を特定するための評価基準
- (8) その他市長が必要と認める事項

(参加表明手続)

第4条 本業務委託の受託を希望する者は、前条の公告において指定する日までに、参加表明書及び必要書類を市長に提出しなければならない。

(参加表明者の参加資格の確認等)

第5条 市長は、前条の規定に基づき参加表明書を提出した者(以下「参加表明者」という。)について、第2条に規定する参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 市長は、前項により参加資格が認められ者(以下「技術提案者」という。)は技術提案

書及びヒアリングの評価を行うものとする。

(参加資格確認等の通知)

第6条 市長は、参加表明者に対し、第3条の公告において指定する日までに、参加資格の確認の結果を書面により通知するものとする。

2 第1項により参加資格が認められなかった者は、市長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

(事業者の特定)

第7条 市長は、評価委員会において技術提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を行い、事業者を特定するものとする。

2 前項の特定にあつては、第2条第2項によりあらかじめ定めた評価方法により行わなければならない。

3 市長は、第1項の審議結果に基づき、特定された者（以下「特定者」という。）及び特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に書面により通知するものとする。

4 第3項により非特定の通知を受けた者は、市長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

5 特定者に対して、当該業務委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。特定者側からの内容の変更は原則として認めないものとする。

(参加資格の喪失等)

第8条 第3条の募集において参加資格を有することについて、次のいずれかに該当するときは、当該募集に係る技術提案を行うことができないものとし、すでに提出された技術提案書は無効とする。

(1) 参加表明書の提出期限日から事業者の特定の日までに入札参加資格停止措置を受けた者

(2) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をしたとき

2 前項の場合において、市長は、当該事業者に対し、その募集に係る技術提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

附 則

この要領は、令和8年5月7日から施行する。